

学校と家庭をつなぐ ICT 機器の活用に関する留意事項

令和3年9月3日

福津市教育委員会

学校のChromebookや児童生徒一人ひとりに配付されたアカウントは、「学習用」として貸与・付与されているものです。学校から指示のない使い方（私的な使用を含む）は、決してしないでください。

1、学習における留意事項

ICT機器を活用した学習を実施する上で、学校で児童生徒に対して、以下のとおり決まりやルールについて指導しています。家庭でも同様に指導してください。

(1)個人情報の保護について

- ・写真を撮ったり、音声や映像を録音・録画したりする時は、相手の許可（肖像権等）を得てください。
- ・配信された音声や画像については録音録画ならびにSNS等での再配信はしないでください。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しないでください。

(2)人権侵害について

- ・インターネット上で相手を傷つけたり、不快感を与えたりするようなことをしないでください。

(3)著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重するとともに、使用する時には許可を得てください。

(4)安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルールやマナーについて

- ・インターネットで不適切なサイトの閲覧や他人を誹謗中傷する投稿を行わないでください。
- ※Chromebookについては、フィルタリングソフト（デジタルアーツ社 i-FILTER）を適用しています。
- ・学習に関係のないサイトに対する閲覧・利用・写真や動画の配信は行わないでください。
- ・アカウント名やパスワードが外部へ流出することがないよう、適切に管理してください。
- ・不正にアクセスする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為等を行わないでください。
- ・学校の許可なしに、USBメモリなどの外部装置や周辺機器への接続を行わないでください。

(5)健康面について

- ・健康面に留意するため、使用時間を決め、正しい姿勢で使用し、長時間連続して使用することがないように気を付けてください。

例) 30cm以上目を離す。30分に1回はタブレットから目を離す。寝る1時間前は使用しない等

2、学校の Chromebook の持ち帰りにおける留意事項

(1)インターネットへの接続について

- ・家庭における Chromebook のインターネットへ接続（Wi-Fiに接続する初期設定等）にあたっては、保護者の方の協力をお願いします。

(2)学校の Chromebook を家庭へ持ち帰った際の注意事項

- ・児童生徒（以下、「使用者」という）が持ち帰る Chromebook（充電器を含む）について、適切な保管及び維持管理、使用者への使用管理について責任をもって行ってください。
- ・持ち帰った Chromebook を使用者以外に使用させないでください。
- ・学校が使用者の検索履歴や使用状況等を管理・監督することについて了解してください。
- ・Chromebook に不具合等が生じたり、破損・汚損又は紛失したりした場合には、速やかに学校へ報告してください。
- ・学校の許可なく、端末に対して音声、画像、動画、ソフトウェア、アプリケーション等のダウンロードを行ったり、インストール及びアンインストールしたりしないでください。
- ・使用者に Chromebook へ個人情報等重要データを保存させないでください。
- ・Chromebook を利用する権利を他人に譲渡、売却又は転貸しないでください。
- ・Chromebook の目的外使用により生じた損害については、その全てを負担してください。
- ・Chromebook の使用にあたり、使用者の責に帰すべき理由により、学校又は第三者へ損害が生じた場合には、その損害を賠償してください。
- ・Chromebook は、学校が示す期日までに返却してください。
- ・その他学校から Chromebook の管理にあたり必要な指示があった場合はその指示に従ってください。

(3)費用負担について

家庭において ICT 機器を活用した学習にかかる通信費（Wi-Fi 等通信機器の設置及び維持費用を含む）、電気料金（充電等にかかる費用）等は、保護者の責任と費用負担で行ってください。

3、持ち帰った Chromebook の破損・汚損、紛失等について

Chromebook を破損・汚損、紛失したことにより、正常な状態で使用継続ならびに返却できない場合は、その事由について、すみやかに学校へ報告してください。

- ・学校を通じて修理の手配を行うため、個人での修理はしないでください。
- ・故意または過失による破損・汚損、紛失については、保護者が費用を負担してください。
- ・紛失や盗難の被害に遭った場合は、必ず警察に届け出て、受理証明書を学校へ提出してください。

4、お問い合わせについて

学校から指示があった学習や教材に関する質問は、学校へ問い合わせてください。